

甲府市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付要綱

平成31年4月1日

まち第4号

(趣旨)

第1 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊等による災害を防止するため、避難路及び通学路沿いの危険性の高いブロック塀等について、撤去又は耐震改修を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関して、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱における用語の定義は、法令、規則及び国の要綱・関係通知に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) ブロック塀等

補強コンクリートブロック造、れんが造や石造等の組積造、その他ブロック状の素材を組み合わせ築造された塀をいう。

(2) 避難路等

住宅や事業所等から甲府市地域防災計画に定められている避難所や避難地等へ至る経路をいう。（通学路は、避難路に含まれるものとする。）

(3) 危険性の高いブロック塀等

第1号様式別紙1又は別紙2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたブロック塀等をいう。

(4) 撤去又は耐震改修

次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。

ア ブロック塀等（基礎含む）を撤去する工事

イ 幅員4m以上の道路等に面するブロック塀等の高さを道路等から60cm以下に減じる工事

ウ 上記ア、イの工事に続いて、軽量なフェンス等を設置する工事。ただし、既存の基礎等を用いて設置するものは除く。

エ 幅員4m以上の道路等に面するブロック塀等を改修する工事で「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説（一般財団法人 日本建築防災協会）」に適合するもの

(補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 危険性の高いブロック塀等の所有者であること。

(2) 本市の税を滞納していない者であること。

(3) 同一の敷地において、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(4) 同一の敷地において、公共事業の補償を受けていないこと。

(5) その他敷地の状況等に応じて市長が認めたもの。

(補助対象事業)

第4 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、避難路等に面した危険性の高いブロック塀等で、道路等からの高さが1 mを超えるもの（擁壁等の上にある場合は、道路等からの高さが1 mを超えるもの）について、補助対象者が撤去又は耐震改修を行うものとする。ただし、以下を条件とする。

- (1) 幅員4 m未満の道路等に面するブロック塀等を撤去し、フェンス等の新設を合わせて行う場合は、道路等中心線から2 mセットバックすること
- (2) 幅員4 m未満の道路等に面するブロック塀等の撤去のみを行う場合は、後に復旧する際、道路等中心線から2 mセットバックすることの確約書を提出すること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象工事としない。

- (1) 補助金の交付の決定前に工事に着手したもの
- (2) その他市長が不相当と認めるもの
- (3) 対象ブロック塀が違反状態のもの

(補助対象経費及び補助金額)

第5 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額については、別表第1に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、甲府市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 市税の滞納が無いことを証する書類
- (3) 所有者が明らかとなる書類
- (4) 位置図（原則として、縮尺2, 500分の1以上とする。）及び施工前の配置図
- (5) 施工前の写真
- (6) 耐震改修の場合は、計画図（配置図、平面図、立面図、断面図）
- (7) 施工に要する費用の見積書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する書類の提出に際し、個人情報の取得について本人からの同意があるときは、前項第2号から第3号までの書類の添付は要しないものとする。

(交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、甲府市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付決定通知（第3号様式）に適正な交付を行うために必要な条件を付して、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更等の申請)

第8 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、甲府市ブロック塀等耐震対策事業変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式）に第6各号に掲げる書類のうち、市長が必要と認める書類を添えて申請し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 施工箇所又は内容を変更しようとするとき

- (2) 経費の額を変更しようとするとき
- (3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき
(変更等の承認)

第9 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、甲府市ブロック塀等耐震対策事業変更（中止・廃止）承認通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(完了報告)

第10 補助対象者は、補助事業が完了したときは、甲府市ブロック塀等耐震対策事業完了実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、市長に報告しなければならない。

- (1) 除却の場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 事業の完了を確認できる全景写真
 - イ 施工業者の領収書の写し
 - ウ 撤去構造物が適切に処理されたことが証される書類
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 耐震改修の場合にあつては、次に掲げる書類
 - ア 事業の完了を確認できる全景写真及び施工中の写真
 - イ 施工業者の領収書の写し
 - ウ 撤去構造物が適切に処理されたことが証される書類
 - エ その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を検査するものとする。この場合において、不相当と認めるときは、当該報告をした者に改善の指導を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第11 市長は、第10第2項前段の規定による検査の結果、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、甲府市ブロック塀等耐震対策事業費補助金確定通知書（第7号様式）により、当該検査を受けた者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12 第11の規定による通知を受けた者は、速やかに甲府市ブロック塀等耐震対策事業費補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金交付の条件)

第13 補助対象者（個人事業者及び法人（消費税等の納税義務がある者）に限る。）は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部又は一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

(交付決定の取消し)

第14 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助事業の実施方法が不相当と認められたとき。
- (4) 補助事業を受けた工事において、セットバックに不履行が確認されたとき。
- (5) 補助事業を受けて設置した軽量フェンス等について、概ね10年以内に除却したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第15 市長は、第14の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 (第5関係)

区分	補助対象経費	補助率
撤去	撤去工事及び処分に要する経費	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、200千円を限度とする。 (1) 補助対象経費 (2) 撤去を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、9,000円を乗じて得た額

耐震改修	耐震改修工事に要する経費	<p>次に掲げる額のうち、いずれか少ない額の3分の2以内の額とする。ただし、1敷地につき、200千円を限度とする。</p> <p>(1) 補助対象経費（ブロック塀等の撤去を行い、当該ブロック塀等に換えて軽量なフェンスその他の安全を確保できるものを設置する場合は、それぞれの経費を合算した額とする。）</p> <p>(2) 撤去を行うブロック塀等の延長1メートルにつき、15,000円を乗じて得た額</p>
------	--------------	--

※消費税込、千円未満切捨て